

雇用保険法等の一部を改正する法律により、本年8月1日から地方公務員等共済組合法の一部が改正されました。

1 介護休業手当金の給付割合の改正

改正後	改正前
67/100	40/100

(注) 改正後の率(67/100)は、平成28年8月1日以降に開始する介護休業が対象となります。

2 育児休業手当金の給付上限相当額の変更

給付割合	変更後	変更前
67/100	12,927円	12,982円
50/100	9,647円	9,688円

(注) 給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額

第24級 440,000円

なお、給付割合67/100は、育児休業開始から180日間に限ります。

3 介護休業手当金の給付上限相当額の変更

給付割合	変更後	変更前
67/100	12,927円	7,750円
40/100	7,718円	7,750円

(注) 給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額

第24級 440,000円